

大和市告示第75号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、大和市柳橋ふれあいプラザの使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月11日

大和市長 大 木 哲

- 1 受託者の名称 株式会社オーエンス  
代表取締役 大木 一雄
- 2 受託者の所在地 東京都中央区築地四丁目1番17号
- 3 委託期間 平成26年4月1日から平成27年3月31日まで